

第 10 回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 6 年 10 月 25 日（金） 午後 13 時 50 分～午後 14 時 25 分

2 開催場所 大月市民会館 4 階会議室

3 出席委員

1 番	西村 恒男	2 番	矢頭 恵造	3 番	藤本 賢治	4 番	原 泉
5 番	山田 政文	6 番	平山 正幸	7 番	斧田 孝久	8 番	小俣 好三
9 番	小宮 広督	10 番	久嶋 昇	11 番	欠 席	12 番	小俣 英二
13 番	三枝 正幹	14 番	庄司 有紀				

欠席者 11 番 安藤 睦美委員

4 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 議案第 26 号 農地法 3 条第 1 項の規定による許可申請に対し許可を求める件

議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更に対し許可を求める件

議案第 28 号 農用地利用集積計画（案）に対し意見を求める件

議案第 29 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対し意見を求める件

議案第 30 号 保安林の指定に係る農業員会の意見を求める件

日程第 3 報告第 9 号 転用確認証明交付に関する報告

日程第 4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 岩村 知哉 主幹 岸野 力也 会計年度職員 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局 定刻前ですが皆さんお揃いですので、始めたいと思います。互礼を行いたいと思います。ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。

開催に先立ちまして、10 月 1 日付の人事異動で産業観光課長に昇任を致しました岩村課長がごあいさつを申し上げます。

岩村課長 皆さんこんにちは。

大月市では10月1日より、特命推進課と言う課が新しく作られると言う事で、少々人事異動がございまして、前産業観光課長の金畑が総務監理課の課長の方に移動になりました。

それに伴いまして、私、今まで農林業担当のリーダーとして、この農業委員会には利用権設定・中間管理機構による貸借の議案を提案させて頂く事で出席させて頂いたのですが、この度10月1日より産業観光課長に就任いたしました。

引き続き大月市農業行政、色々と課題等ございましてご協力頂きますようよろしくお願い致します。

事務局 それでは只今より、令和6年第10回農業委員会総会を開催いたします。

会長あいさつ、西村会長よりお願い致します。

会長 お忙しい中お集まり頂きましてありがとうございます。

先月と今月は利用状況調査が有りまして、大変ご苦勞されたと思います。

事務局から聞いたら、まだ少し残っているみたいなのですが、どうぞよろしくお願い致します。

それからですねこの頃、自分の所は山奥に住んでいるのですが、色々誘惑がいっぱい有りまして、特に15万円日当が貰えるアルバイトとか、それからフェイスブックと言うのが有りまして、今、メタと言いますが、若い女性から友達リクエストが、今年の初め頃ですかね、色々来るようになります。最初の内はアメリカ人の女性の写真で職業は軍医だとかって有りまして、こんなのが来るようになったなと思ひまして、それで利用推進委員の方でそれに承認を押した人が居りまして、それでどうなったと聞きましたら、男から英語でしょっちゅう電話が架かって来て、多分投資詐欺に引っかかるような感じで、本人は英語だから分からないと言っていましたけど、普通若い女性が田舎のお爺さんに友達になって下さいなんて言う旨い話は決してありません。

それからメールで、荷物が届きましたとか口座を開設してない銀行から重要なお知らせが有りますなんて言う、へんてこなメールがいっぱい

来ますけど、全部無視しています。

特にその若い子から、友達リクエストは完全に無視しています。

だから、誘惑に引っかからないように一つよろしくをお願いします。

今日は案件が沢山有りますので、どうぞよろしくお願いします。

事務局 続きまして、開会宣告、会長お願いします。

会長 本日は、10 番安藤睦美委員が欠席ですが、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第 3 条に基づき議長を会長にお願い致します。

議長 規則に従い議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。

なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから起立にて発言をお願い致します。

議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

日程第 1 議事録署名委員の指名

議長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

6 番、平山 正幸委員、7 番、斧田 孝久委員を指名致します。

日程第 2 議案第 26 号

議長 日程第 2、議事に入ります。

議案第 26 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対し許可を求める件を上程します。

申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案第 26 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明致します。

申請番号 1、議案書の 1 ページ、2 ページの地図と 3 ページの写真をご覧下さい。

こちらで一寸訂正をお願い致します。

1 ページの地図につきましては、今、図示して有ります斜線の部分の申請地が右側になりますので訂正をお願い致します。

また、3 ページの写真なのですが、こちらも一寸、今日写真が無いのですが、現状が草刈りをして整地がされております。

以上、訂正をお願い致します。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

同所、同字、〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

面積は併せて〇〇㎡です。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側になります。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

申請理由は、譲渡人と譲受人は同級生で有り、数年前より譲渡人より当該地を借り受け耕作しておりましたが、農地法の改正により下限面積が撤廃された事で、譲渡人から贈与で取得すると言う事のようにです。

また、譲受人の家は申請地から徒歩 1 分程度の距離で有り、譲受人の地元であるため、周辺地域との関係については特に問題は有りません。
以上ですけど、ご審議をよろしく申し上げます。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地区担当委員の山田政文委員をお願いします。

山田委員 只今、事務局から説明が有ったとおりです。

場所の表示が一寸間違えていると言う事で、右側、これが〇筆と言う事です
ね、現地は私ほぼ毎日見ているような所なので、よく分かっていますが、今特に耕作はしていません。

草を刈ってタラの芽が 5・6 本植わっているようなそんな状況です。

事務局から今説明が有ったように、〇〇君と〇〇君は私同級生で、この二人は非常に仲が良くて、当時農地法の 2000 ㎡ 2 反分の制限が有ったので、〇〇君が多分お金を出していると思うのですが、〇〇君の名義で買ったと言うようなこれ裏話ですけども一応そんなような実態です。

今回、農地法が改正になった中で、基に戻すと言うかそういう事だと思います。

正規に戻すと言う形になりますので、そんな形になっています。

以上、補足説明をさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。
質疑が無いようですから、採決致します。
賛成の方は挙手をお願い致します。
全員賛成ですので、許可と決定致します。

議案第 27 号

議 長 続きまして、議案第 27 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対し
許可を求める件を上程します。

申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案 27 号、農地法第 5 条の規定による許可について説明致します。
申請番号 1、議案書の 4 ページ、5 ページの地図と 6 ページの写真を併
せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は田で面積は〇〇㎡です。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の隣になります。

譲渡人は、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

申請理由は、譲渡人と譲受人は兄弟で有り、譲渡人が昭和〇〇年に県外
に移住するに当たり、申請地を譲受人へ贈与する事になっておりました
ので、譲受人は同年、申請地に住宅を建築して現在に至ります。

この案件につきましては、追認案件で有るため、譲受人から始末書が提
出されておりますので、読み上げます。

私は、昭和〇〇年〇〇月頃より申請地に住宅を建築し、住宅の敷地とし
て利用しております。

農地法所要の許可を受けずに転用した事をお詫び申し上げます。

今後は、このような不始末のなきよう注意します事、お誓い申し上げま
す。

以上ですけど、ご審議をよろしくお願いします。

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地区担当委員の斧田孝久委員をお願いします。

斧田委員 今、ご説明が有ったような内容でございます。

17 日の日に事務局・会長・私と現地を確認して参りました。

今、逆戻る事、昭和〇〇年に〇〇〇〇さんがここへ新築の家を建てました。

この時点で既にこの前に家が建っていた旧の家が、その旧の家を取り壊して昭和〇〇年に新築をしたと言う話を聞いております。

〇〇〇〇さんとも会いまして色々お話をさせて頂いたのですが、もう私共は、ここは宅地だと思っていた、家が建っていたと言う事象が有りますので、そんな事で何の疑いも無くそこへ家を建てて今まで住んで居ました。

ここを今年、兄から贈与されるに当たって初めてそういった内容を正しく申請しないとまずいなと言う事で〇〇〇〇〇〇さん、こちらの方を介しまして正式な書面で手続きをされました。

そういう事で今日に至っている。

〇〇〇〇さんは〇〇近い方で、そんな事が有りましてここで区切りを付けたいと言うお話で有ります。

よろしくご審議をお願い致します。

議 長

事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

矢頭委員。

矢頭委員

譲渡人が、〇〇〇〇〇〇と有るのですが何区になるのですか。

事 務 局

〇〇〇ですね。

議 長

他に有りませんか。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、承認と決定致します。

議案第 28 号

議 長

議案第 28 号、農用地利用集積計画（案）に対し意見を求める件について説明を求めます。

この件は、産業観光課農林業担当の所管ですので、條々主事に説明を求めます。

條々主事

大月市産業観光課農林業担当の條々より、〇〇〇〇〇〇地区における

利用権の設定の説明を致します。

今回審議する内容は、利用権を設定する農業者は今回貸借する農地を効率的に利用するかと言う点になります。

大月市内で農業を行っている〇〇氏が対象農地〇筆〇〇㎡を新たに使用貸借するという内容になっております。

この〇〇氏は現在、大月市内にて〇〇〇㎡を耕作しております。

農地の所在は同じ〇〇町内で有り、果樹、桃の栽培を予定しております。

既に大月市内で耕作をしており、更なる拡大の意図を持って今回申請したと言う事です。

既にある程度の規模で適切な耕作を行っており、今後も継続して頂けるものと思われます。

以上により、利用権設定を行う事により意欲ある農業者へ農地の配分集積をする事が出来、農業委員会及び市の課題でも有る農業振興に繋がると考えられますので、本案件の審議をよろしくお願い致します。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地区担当委員の久嶋昇委員をお願いします。

久嶋委員 梁川地区担当の久嶋です。

先般、10月17日会長事務局と現地調査を行いました。

〇〇さんは農業委員会日より4月号で自己紹介もして有るとおり、育苗会社に苗木に使う材料委託生産と一部自分が接木をして販売に寄与すると、そんなような仕事の内容ですので、特に問題は無いと思いますのでご審議をよろしくお願い致します。

議長 條々主事と担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。
質疑が無いようですから、採決致します。
賛成の方は挙手をお願い致します。
全員賛成ですので、承認と決定致します。

議案第29号

議長 議案第29号、農用地利用集積等促進計画（案）に対し意見を求める件について説明を求めます。

條々主事

現在、〇〇〇〇〇〇〇〇地区等にて〇〇〇m²を耕作しております。

既にこちらの大月市内で耕作をしており更なる拡大の意欲を持って今回申請したとの事です。

議長

藤本委員

前の案件と同様 17 日の日に現地に行きました。

近年高齢化によって休耕地が多くなっている地域ですけど、今回の申請地も休耕中でそれぞれ知人に依頼して年に数回草薙をしているような状況です。

また借主の〇〇さんにつきましては、今話が有りましたように市内においてキビや大豆の耕作に知識のある方です。

このような案件ですので、審議よろしくお願いします。

議長

続きまして、〇〇地区を條々主事お願いします。

條々主事

続きまして 2 番の〇〇地区の説明をさせていただきます。

こちらと同じく中間管理機構を通じての利用権の設定になるのですが、次は〇〇地区で農業を行って居る〇〇〇〇の「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」が対象農地〇筆〇〇〇㎡を新たに貸借するという内容になっております。

こちらも現在、〇〇〇〇〇地区にて〇〇〇m²を耕作しております。

今回貸借を希望する農地の謝罪は同じ〇〇地区で有り、二つに分かれているのですが、山の上の方のエリヤでは薬用の桃の栽培をするエリヤになっており、下の方では露地野菜を栽培する予定となっております。

既に大月市内で耕作をしており、拡大の意欲を持って今回申請したとの事です。

当該農業者は以前から市内で営農している〇〇〇〇で有り、今後も耕作を継続する意欲も有ると言う事ですので、適切な耕作が行われるものと思われます。

以上により利用権設定を行う事で、農業振興に繋がると思われますので、本案件の審議をよろしくお願いします。

議長 それでは続きまして、〇〇地区担当の庄司有紀委員に説明をお願いします。

庄司委員 事務局の方と西村会長が行かれる日は、都合が悪かったので 20 日の日に見て参りました。

上の方の山の方は、入って行くのに大変な所なのですが、薬用の桃を栽培されるという事で、この山の中の方が良いのかなと思いました。

下の方はもう奇麗にウコンが生えていて、「〇〇〇〇〇」の目の前なので使い勝手も良いのではないかと思います。

以上です。

議長 條々主事と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、承認と決定致します。

議案第 30 号

議長 続きまして、議案第 30 号、保安林の指定に係る農業委員会の意見を求める件を上程します。

事務局に説明を求めます

事務局 議案第 30 号、保安林の指定に係る農業委員会の意見を求める件について説明します。

議案書の 20 ページ 21・22・23 ページの地図と 24・25・26 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番外〇〇筆、地目は畑で面積は併せて〇〇〇〇㎡です。

この案件につきましての事業概要ですが、地元からの要望により、本計画は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇地内を流れる一級河川〇〇〇の支流に位置する溪流で、保全対象には林道及び県道や〇〇地区・〇〇〇地区・〇〇〇地区が含まれる防災上重要な流域で有ります。

近年の台風等の影響により、溪流内への不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れが有るため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落を保全するための事業となります。

この事業を行う事により、森林法に基づき周辺土地である登記地目畑、現況地目山林等について保安林の指定をしなければなりません。

以上ですが、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地区担当委員の小俣好三委員をお願いします。

小俣（好）委員 私の都合で、17 日の予定で連絡を頂いたのですが、それに出席出来なかったのが 11 日の日にわざわざ案内して下さいましたので、そこを見る事が出来ました。

今説明のように県の事業で〇〇〇の支流 3 ヶ所ぐると見せて頂いたのですが、まあ昔の人って山の斜面を一生懸命耕して畑にしていたのだなあと言う感想を持ちました。

本当に昔の人の努力と言う事は大変な事だったなあ、それからもう一つはそういう所に耕作が出来ない状態になって杉の木を植えたのですね、植えたのだけれども中々それが整理出来なくて、杉の木が乱立しているような状態の所がとても多かったです。

そういう中で、県の事業で保安林に指定して、最近の気象状況から土石流が起こらないように保安林の指定にするとする事で、もう既に工事が始まっていて〇〇地内の建設の方が、ある場所では一人でやっているようなそんな状況を見ました。

保安林に指定して、そういう今後の土石流などのそういう被害が無いような事を祈りながら調査を終えた訳ですけども、この指定ができますようによろしくをお願いします。

以上です。

議長

事務局と担当委員の説明が終わりました。

只今の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。

山田委員。

山田委員

異議が有ると言うそういう事ではないのですが、今、保安林とは何かと言う事を分らないと思います。

既に工事に着手していると言う事ですが、保安林の指定をしてから工事に入るのか、工事は先でも後付けで保安林にすれば良いのか、この辺が一寸分らないと思うのですよ、その辺を一寸もう一回説明して下さい。

岩村課長

保安林指定と言いますのは、所有者の名義はその方のままでございます。

ですけれども、災害の抑止と言う事で保安林の網を掛けますと、管理責任は今までの所有者ではなくて、山梨県の富士・東部林務事務所と言うのが管理する事になります。

そこで、土砂の災害等危険が発生したら県の林務部の方で対応するとかという事で、所有者は個人とかのままなのですが、保安林の網がかかりますと県が変わって管理すると言う事になりますと、その所有者ご自身が県の承諾なしに流木の伐採とかが禁止されています。

と言う事で使用が制限されますので、固定資産税上は保安林指定されますと非課税と言う扱いになります。

保安林と言っても色々と種類がございまして、今回この案件の保安林は土砂流出防備保安林と言う事で災害の抑止、あと水源かん養保安林とかこれは水源を守るための保安林とか有ります。

これ何れも山梨県知事が保安林の指定を致します。

今回の治山工事、もう工事が先に着手されていると言う事ですけど、外の箇所でも結構市内、県の方で保安林指定したうえで治山工事と言うのをして頂いておるのですけど、工事が終わった後にはちゃんと保安林指

定されているように、先に工事が先行するケースは多々あります。

山田委員

分かり易い説明だったと思います。

固定資産税非課税と言う事で、工事がされた場所と言うのはとうぶん保安林の網が掛かってしまうと言う事ですね。よく分かりました。

先行してやると言う事は、土地の承諾は既に地主さんから取っていると言う事で良いのですね。

岩村課長

工事施工承諾、土地承諾はもう事前に頂いております。

山田委員

分かりました。以上です。

議 長

他に質疑のある方いらっしゃいますか。

原委員。

原 委員

保安林のこういうような危ないと言うか、急傾斜地とか問題の有る所と言うのは農業委員会の事務局の方で、手元にかなり抱えて、保安林指定した方が良いと言うような土地がかなり手元に有るのでしょうか。

その辺一寸お伺いしたいのですが。

事 務 局

うちの方では特にそのような場所は把握しておりません。

原 委員

申請が無いと、そういうものは把握が出来ないと言う事ですか。

岩村課長

保安林指定と言いますと、農林業担当の林務の方の担当で治山の堰堤工事をして欲しいと言う要望が幾つか上がって来ております。

それを毎年林務事務所とパトロールをして、優先順位と言うのを地元の説明で決めて行く訳なんですけど、まだ市内そういう治山工事の要望と言うのが数十箇所ございまして、工事をして事業を導入して行くと、その度に保安林指定をされていく、中には市が行う治山工事と言うのがございます。

市が行う事業の場合は、保安林指定はしません。

市が行うと言うのは、国・県が行う治山工事より一寸小さい小規模治山と言うのを、そうした場合は市がやる物は保安林指定されないのですが、国・県が行う大規模な堰堤工事とか法面保護と言うのは保安林指定掛けられる。

今、市に上がっている数十カ所のうち、これが事業着手し保安林指定されていくと言う所がまだ数十ヶ所有るのかなと思うのですが、農地の

所で地目が農地で現場が山林と言う所もその数十箇所の中には有るかもしれませんで、それが事業化した時にはまた農業委員会の総会の方に、保安林指定に伴う地目については一寸ご提案させて頂く事も有ろうかと思しますので、よろしく温願いします

原 委員 自然災害の事を色んな事で憂慮したりした場合、そういうものを積極的に、現地の優先順位をとにかくきちんとして貰って、件数を極力多く着工すると言うような考え方に是非考えて頂きたい。

議 長 他に有りませんか。
それでは無いようですので、採決を致します。
賛成の方は挙手をお願いします。
全員賛成ですので、承認と決定致します。

日程第 3 報告事項

議 長 日程第 3 報告事項を議題と致します。

報告第 9 号について、事務局に報告を求めます。

事 務 局 報告事項、報告第 9 号、転用確認証明書の発行の報告です。

議案書の 27 ページをご覧ください。

申請番号 1、場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、申請者は〇〇〇〇、
令和〇年〇月〇日の許可で個人住宅です。

個人住宅を確認し、転用確認証明書を発行しました。

以上、報告致します。

議 長 この件について何かございますか。
無いようですので、承認頂いたものと致します。

日程第 4 その他

日程第 4、その他を議題と致します。

委員の皆様から何かございますか。

無いようですから、事務局からございますか。

事 務 局 2 点ほど報告がございます。

今年度の農政推進大会と富士・東部地区の研修会につきましては、笛吹市・甲府市で行われるため遠方となるため、会長と事務局の方で対応して行きたいと思しますので、ご承知おき下さい。

また、利用状況調査ですけど 11 月の中旬位を目途に提出の方をして頂きたいと思います。

以上です。

議 長

それでは以上となります。

本日の日程は全て終了致しました。

議事進行にご協力ありがとうございました。

職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理

大分議案が多かったですけども、慎重審議ありがとうございました。

これを持ちまして、令和 6 年第 10 回大月市農業委員会総会を閉会致します。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

令和 6 年 10 月 25 日

議事録署名委員と共に署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

令和 6 年

第 1 0 回大月市農業委員会議事録

大月市農業委員会